



JAL不当解雇撤回ニュース

No 036号 2011.06.29
 発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
 連絡先: 航空労組連絡会事務局
 〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
 フェニックスビル内
 TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.phenix.or.jp/jkkl/>

シリーズ: JAL 不当解雇撤回裁判を解く!

その⑤ 整理解雇手続きは妥当であったか

整理解雇の「必要性」「回避努力」「対象者選定」 いずれも十分な協議を尽くしていない

今回は、整理解雇までの「手続きの妥当性」についてです。整理解雇にあたって使用者は、労働者の納得が得られるように努力し、協議をつかさねばなりません。しかし日航の対応は、下記の通り「手続きの妥当性を欠く」不誠実なものでした。

	被 告	原 告
労使協議	<ul style="list-style-type: none"> ●乗員及び客乗ともに労働組合と協議を繰り返し開催し、人選基準や整理解雇の実施についての協議は十分尽くしてきた。 ●ただ、解雇の必要性に関する交渉が、平行線となっていたに他ならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●整理解雇の必要性、人員削減の規模、時期、解雇回避努力、人選基準、いずれについても合理的説明を欠き、多くの疑問や問題が積み残されたままであり、労使協議を尽くしたとは言えない。
人員削減の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●人員削減の必要性は事業規模に見合った人員体制にするためであり、債権者との約束である。 ●「稼働ベース」についてはすでに説明していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人員削減の必要性について、「人件費を削減するためである」と述べたかと思えば、「事業規模に見合った人員にするためであり、それが債権者の求めるところである」などと、その場しのぎの説明に終始し、削減人数の根拠やそれによる人件費削減額の明示等はなく、具体的・合理的な説明はされていない。 ●2010年9月28日、客乗の削減目標を突然570名から660名へと増加させた。しかも「稼働ベース」と言う削減目標を持ち出し、理由についても協議が尽くされなかった。
整理解雇の時期	<ul style="list-style-type: none"> ●2010年11月19日までに人員削減目標を達成することは債権者との約束である。削減目標が達成できるかどうか、債権者の更生案への賛否に影響する。 ●また支援機構は「組合の争議権が確立された場合、それが撤回されない限り、支援機構は3500億円の投資はできない」と発言。 ●希望退職募集を順次延長した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「債権者との約束」「更生計画への賛否に影響する」「争議権が確立すれば……」等の主張は危機感を煽り、整理解雇の可能性を誇張し、希望退職に導くための意図的な工作である。 ●現に、「会社が主張するところの人員削減目標」が達成されていない状況(実際は達成していたが、会社が言う稼働数では未達成)において、更生計画案が債権者の賛成多数で可決され、裁判所からは認可され、そして支援機構は争議権が確立した下で3500億円を出資した。 ●12月31日の解雇強行にあたり、なぜ解雇の時期を年度末まで先延ばしし、年齢制限を撤廃した上で希望退職募集を継続することを放棄したのか、合理的説明が一切されていない。
整理解雇の回避努力	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金の減額措置、ならびに特別早期退職措置、希望退職措置と年齢制限の変更を実施した。 ●また、希望退職における退職条件として、外部機関による再就職サービスを提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢制限を撤廃して希望退職措置を実施すること(客乗)や、部分就労や一時帰休等のワークシェアの提案を行ったが、会社は検討すらせず、解雇回避のための努力は尽くされなかった。
人選基準	<ul style="list-style-type: none"> ●病欠・休業による基準を見直し、11月15日に組合に提示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人選基準については、CCUの活動家廃除、組合の弱体化を意図し、病欠・休業による基準を若干変えたものの、年齢基準を撤回することは最後まで拒否し続けた。

今後の日程

- | | | | |
|----|-----|--------|----------------------------------|
| 7月 | 7日 | 18:30~ | JAL不当解雇撤回国民共闘第2回総会 |
| | 8日 | 15:00~ | 不当解雇撤回(客乗)裁判 第4回口頭弁論 |
| | 27日 | 15:00~ | JAL本社前宣伝・要請行動 |
| 8月 | 8日 | 16:30~ | 不当解雇撤回(乗員)裁判 進行協議 |
| | 10日 | 16:30~ | 不当解雇撤回(客乗)裁判 進行協議 |
| 9月 | 5日 | 10:00~ | 仮置 《不当解雇撤回(乗員)裁判 証人尋問の予定》 |
| | 16日 | 10:00~ | 仮置 《不当解雇撤回(客乗)裁判 証人尋問の予定》 |
| | 26日 | 10:00~ | 仮置 《不当解雇撤回(乗員)裁判 証人尋問の予定》 |
| | 30日 | 10:00~ | 仮置 《不当解雇撤回(客乗)裁判 証人尋問の予定》 |